

（公印省略）

健福 30374-4 号

令和 5 年 1 2 月 7 日

各福祉事務所長 様
（生活保護担当課）

群馬県健康福祉部
健康福祉課長 古沢 実知也

生活保護の適正実施について（通知）

今般、県内福祉事務所における生活保護費の取扱いについて、毎日の窓口分割支給を行っていた、当月内に全額が支給されず一部未支給額を翌月以降も預かり金として福祉事務所で保管していた等の報道がされているところです。

各福祉事務所においては、下記について御留意の上、生活保護制度の趣旨に沿った適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 毎日来所にて窓口支給とするといった取扱いを行わないこと。
- 2 当月分生活保護費を全額支給せず、福祉事務所で保管は行わないこと。
- 3 分割支給が必要な被保護者に対しては、適切な頻度（毎週、半月など）で行うとともに、当月分保護費の全額が支給となるよう、適切な金額設定と支給を行うこと。
- 4 真に分割支給が必要な場合は、口頭での同意によらず、分割支給の目的、分割頻度、金額を明記した書面により、被保護者も同意の上で行うこと。
- 5 窓口支給の対象者に対して保護費を支給するにあたり、何らかの条件を付けているような誤解を与える取扱いは厳に慎むこと。

事務担当：地域福祉推進室保護係
電話番号：027-226-2521（直通）